

領事メルマガ（次回領事出張サービス(2022. 04. 23)他について）3月28日号

【ポイント】

<<今号の内容>>

- 1 パスポートは大丈夫ですか？（保管場所と有効期間について）
- 2 令和4年（2022年）度手数料について
- 3 令和4年（2022年）度領事出張サービスについて
- 4 4月の休館日 4月15日（金）、18日（月）

在留邦人の皆様

（領事メルマガ登録のみなさまにお送りしております）

1 パスポートは大丈夫ですか？（保管場所と有効期間について）

旅行直前にパスポートが見つからない、又は有効期限が切れていた等で旅行日程を変更せざるを得ないとの相談が毎年寄せられています。パスポートの新規発給又は更新には原則5日必要ですが、休館日との関係で、更に時間が必要となる場合もありますので、念のため、ご自身のパスポートの所在・記載事項につき今一度ご確認をお願いします。なお、日本国籍のみの方は、シェンゲン域内への移動であっても、パスポートを所持する義務がありますので、ご注意願います。

在スイス日本国大使館は、ご来館には現在予約制を導入しております。日にちによっては予約が混み合っております。お早めにご準備をお願いいたします。

（例1）出発前日（又は当日）にパスポートの保管場所がわからない（紛失の可能性）。
→旅行を延期せざるを得なくなり、変更・キャンセル料の発生等、余計な経費が生じてきます。早めの確認をお願いします。

（例2）パスポートの残存期間が少ない又は有効期限が切れている。
→第三国への入国時にパスポートの残存期間が3ヶ月（又は6ヶ月等）以上必要である等、何らかの条件がある場合、入国できない可能性があります。事前に当該国の入国時における情報を確認してください。また、有効期限が切れている場合は当該パスポートを使用できません。

（例3）査証欄に空き頁がない。
→査証を必要とする国の場合、査証申請を受理してもらえない可能性があります。査証欄の増補（1回限り可能）又は新規にパスポート申請をしてください。

パスポートの申請については、こちら（ <https://www.ch.emb-japan.go.jp/jp/ryoji/passport.html>）

2 令和4年（2022年）度手数料について

本年（2022年）4月1日からの手数料については以下のとおりとなります。

（主な手数料）

・旅券関係

10年旅券	136フラン
5年旅券	93フラン
5年旅券（12歳未満）	51フラン
記載事項変更旅券	51フラン
査証欄の増補	21フラン
帰国のための渡航書	21フラン

・証明関係

在留証明	10フラン
出生、婚姻、離婚等の証明	10フラン
署名証明（個人のもの）	14フラン
運転免許証の翻訳証明	18フラン
翻訳証明	37フラン

支払いは現金のみで、クレジットカードやスイス・フラン以外の通貨などでの支払いはできませんのでご注意ください。

3 令和4年（2022年）度領事出張サービスについて

2022年4月23日（土）10:00-12:00、13:00-15:00（実施時間は変更する場合があります）、チューリッヒ日本人学校にて開催いたします。出張サービスの申し込み受付は2022年4月7日（木）大使館必着です。申し込み期限をお間違えないようお願いいたします。

詳しくはこちらをご覧ください。

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryojisvc.html

2022年5月以降の領事出張サービスについては、開催場所との調整がつき次第、在留邦人の皆様にご案内いたします。

4 4月の休館日

4月15日(金) 聖金曜日

4月18日(月) 復活祭

その他の平日は通常通り開館し、領事窓口は午前9時～11時30分まで、午後2時～4時30分までとなっており、予約制を継続しています。

【バックナンバー】

バックナンバーは [大使館HP \(https://www.ch.emb-japan.go.jp/jp/ryoji/maimagazin.html \)](https://www.ch.emb-japan.go.jp/jp/ryoji/maimagazin.html) でご覧になれます。

【配信の希望及び解除】

メールマガジンの配信若しくは解除又はメールアドレスの変更を希望の方は、[こちら \(https://www.maimz.emb-japan.go.jp/maimz/menu?emb=ch \)](https://www.maimz.emb-japan.go.jp/maimz/menu?emb=ch) から手続きをお願いいたします。(転出届を出された方へも、解除しない限り配信されます。)

在スイス日本国大使館

領事班

Embassy of Japan

Consular section

Postfach 3000 Bern 9

Tel. 031 300 2222

Fax 031 300 2256

consularsection@br.mofa.go.jp

https://www.ch.emb-japan.go.jp/jp_home.htm

<https://www.facebook.com/JapaneseEmbassyBern>